ITJ Lab 著作権の権利ガイド

公表権（第18条）

公表権は、まだ世に出していない作品を、公表するかどうか、いつ、どのように公表するかを、著作者が決める権利です。

概要

ひとことで言うと

公表権で著作者が決められること

まだ公表していない作品

- 公表するかどうか
- いつ公表するか
- どのように公表するか

条文 条文を読む（第18条）

> **第十八条（公表権）**
> 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

第18条第1項を区切って読む

著作者は、	まだ公表されていないものを	公衆に提供し、又は提示する	権利を有する。
だれが	何について	どんな行為	持っている

行政資料

文化庁の説明

著作権テキストは、公表権を、未公表の著作物を公表するかどうかなどを決める権利と説明しています。

そのうえで、同意したと推定される場合を挙げています。

未公表の作品の著作権を譲ったときや、未公表の美術や写真の原作品を譲ったときです。

情報公開法などにもとづく開示について、著作者が同意しない意思を示していなければ、同意したとみなす規定があることにも触れています。

文化庁「令和8年度 著作権テキスト」 12ページ（公表権）

図解 公表に同意したと推定される場合

作品を譲ったときは、公表にも同意したと推定される（第18条第2項）

未公表の作品の著作権を譲った

- 譲り受けた人が、その著作権を使って公表すること

未公表の美術・写真の原作品を譲った

- 原作品を展示して公表すること

まとめ

まとめ

1. 公表権は、未公表の作品を公表するかどうか、いつ、どのように公表するかを決める権利（第18条第1項）。
2. 無断で公表された作品も、まだ公表されていないものとして扱われる。
3. 著作権や原作品を譲ったときは、公表に同意したと推定される場合がある（第18条第2項）。

ご覧いただき、ありがとうございました

この動画は、著作権法の一般的な制度の説明です。
個別の事案についての法律相談・法的助言ではありません。
条文：著作権法（e-Gov 法令検索。取得前の仮置きを含みます）／行政資料：文化庁「著作権テキスト」ほか

itjlab.com/chosakuken